

守山市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した令和3年度財政的援助団体等監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年3月29日

守山市監査委員 馬 場 章

守山市監査委員 新 野 富美夫

財政的援助団体等（財政援助団体） 監査結果報告書

1 対象団体

株式会社あいむ

2 市所管課

都市経済部建築課

3 監査期間

令和4年1月14日から同年2月21日まで

4 監査方法

守山市監査委員監査基準に基づき、令和2年度および令和3年度において当該団体に交付した「守山市やすらぎ淡海の家供給事業費家賃減額補助金」が、目的および要件に適合し、かつ有効に執行されているかどうかなどを主眼とし、監査資料（令和3年11月30日現在）および関係書類等の提出を求めた。

なお、監査期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を受けて、書面監査に切り替え、必要に応じて関係人へ書面による聴取等を行うことにより、実施した。

5 監査結果

補助対象事業は、「守山市やすらぎ淡海の家供給事業費家賃減額補助金交付要綱」（以下、「補助金交付要綱」という。）に基づき、認定事業者（株式会社あいむ）による、やすらぎ淡海の家（守山やすらぎの家）の家賃減額に係る事業である。（補助金交付要綱第3条）

当該補助金については、入居者の家賃の減額分に充てられて執行されていること、また、事務処理については、概ね適正に処理されていることを確認した。

なお、書面監査にて質問および確認した軽易な事項については、記述を省略した。

(1) 「守山市やすらぎ淡海の家供給事業費家賃減額補助金」について

ア 経緯

(ア) 国

- a 平成10年「高齢者向け優良賃貸住宅制度」の創設
 - b 平成13年「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の制定
- ※ 上記は、高齢者の居住の安定確保を図るもの。

(イ) 滋賀県

- a 平成12年「やすらぎ淡海の家供給事業制度要綱」（以下、「県要綱」という。）の制定

県は、市町が認定事業者（株式会社あいむ）に対して家賃の減額に係る補助を行う場合に、市町に対して、予算の範囲内において市町が補助した額の

一部について補助することができる。(県要綱第26条)

b 平成14年「やすらぎ淡海の家(守山やすらぎの家)」の完成

これは、県要綱に定められ、知事の認定を受けた「やすらぎ淡海の家供給計画」に基づき、認定事業者(株式会社あいむ)が整備した賃貸住宅である。

(ウ) 守山市

平成25年4月に「補助金交付要綱」を制定し、守山市内において、やすらぎ淡海の家(守山やすらぎの家)を供給する者(株式会社あいむ)に対して、入居者の家賃減額補助金を交付する。

なお、本市は、この交付事業に対し、滋賀県から間接補助を受ける。

また、当該補助金の交付期間は、やすらぎ淡海の家(守山やすらぎの家)の管理期間(ただし、管理期間が20年を超える場合の交付期間は20年)とされている。(補助金交付要綱第5条)

「守山やすらぎの家」に係る当該補助金の交付期間は、平成14年8月1日から令和4年7月31日までの20年(平成14年8月分から令和4年7月分までの家賃が減額対象)であり、令和4年7月末で交付期間が終了する。

(2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 意見・要望事項について

ア 対象団体

特に見受けられなかった。

イ 市所管課

特に見受けられなかった。

以上